

行田市公式ツイッター運用方針

(目的)

第1条 この運用方針は、市政に関する情報発信手段の拡充及び災害時などにおける緊急情報発信手段の確保を目的とする。

(用語の定義)

第2条 この運用方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ツイッター：インターネット上で140文字以内の短い文章を、不特定のインターネット利用者に公開できる手段をいう。
- (2) アカウント：ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (3) ツイート：ツイッターに記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
- (4) リプライ：他のユーザーのツイートに返信することをいう。
- (5) リツイート：他のユーザーのツイートを引用して投稿することをいう。
- (6) フォロー：他のユーザーのツイートを受信できるよう登録することをいう。

(発信主体及び管理者)

第3条 行田市公式ツイッター（以下「公式ツイッター」という。）の発信主体は、行田市総合政策部広報広聴課とし、管理者は総合政策部広報広聴課長とする。

(アカウント)

第5条 公式ツイッターのアカウント名は、「Gyoda_PR」とする。

(情報発信時間)

第6条 公式ツイッターの発信時間は、月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分までとする（祝日及び年末年始は除く）。ただし、管理者が必要と判断する場合はこの限りでない。

(発信内容)

第7条 公式ツイッターに発信する内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 行田市ホームページ（以下「ホームページ」という。）又は市報に掲載している情報
- (2) 防災、防犯及び災害に関する情報
- (3) 各種市民サービスに関する情報
- (4) その他管理者が必要と認める情報

(発信方法)

第8条 公式ツイッターの発信方法は、行田市コンテンツ管理システムに発信内容を登録し、自動プログラムにより公式ツイッターに転載し、発信するものとする。

2 前項の方法以外については、所属所管課が原稿を作成し、広報広聴課に依頼する。広報広聴課は内容を確認した上で速やかに発信する。

(発信内容の訂正)

第9条 誤った情報を発信した場合は、訂正情報を発信する。

(リプライ)

第10条 リプライは、原則として行わないものとし、その旨を公式ツイッター及びホームページに明記する。

(リツイート)

第11条 リツイートは、原則として行わないものとする。

(フォロー)

第12条 フォローを受けた場合は、特別な事情や不適用と認められない限り拒否しないものとする。

2 行田市からは原則フォローをしないものとする。ただし、国、県及び地方自治体等が運営するアカウントについてはこの限りでない。

3 行田市公式アカウント（以下「公式アカウント」という。）に対して、利用者の行為が次に掲げる内容に該当する場合は、利用者アカウントのフォローを解除又はブロックするものとする。

- (1) 本人の承諾なく、個人情報を特定、開示及び漏洩するもの
- (2) 行田市又は第三者の名誉、信用を傷つけたり、誹謗中傷するもの
- (3) その他行田市が不適切と判断するもの

(公式アカウントの削除)

第13条 公式アカウントの運用は予告なく終了し、又は削除することがある。

(その他)

第14条 この運用方針に定めのない事項については、管理者が適切な対応を定めるものとする。

附 則

この運用方針は、平成24年10月30日から開始する。